

助成金の支給対象となった施設・設備を資産に計上することについて
【平成 27 年 8 月以前に認定を受けたもの用】

障害者雇用納付金関係助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となった施設・設備（以下「対象施設等」という。）の取扱いについては、平成 24 年 9 月 1 日以降に申請され、平成 27 年 8 月以前に認定されたものについて法定の耐用年数表に定められた耐用年数の期間、支給対象障害者等のために使用すること（対象障害者等使用義務期間）を事業主（一部の助成金においては事業主団体を含む。以下「事業主等」という。）に義務付け、支給条件に加えたところです。

その具体的な取扱いは次のとおりとしますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

- 1 事業主等は、対象施設等を取得したときは、その取得価格にかかわらず資産に計上することとします。

この場合、「資産」とは、固定資産、少額減価償却資産又は一括償却資産のいずれかをいい、「計上する」とは、次の書類に記載されていることをいいます。

- (1) 法人税申告書にあっては、別表十六(一)、(二)、(七)、(八) 又は同申告書に添付した固定資産台帳若しくは対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料

- (2) 青色申告書にあっては、減価償却費の計算欄又は同申告書に添付した固定資産台帳若しくは対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料

- 2 資産に計上することの有無については、助成金支給請求書の審査時に確認するほか、助成金支給後 1 年並びに対象障害者等雇用継続義務期間経過後に事業主等から提出される、障害者助成事業実施状況報告書（以下「報告書」という。）に添付される上記 1 の (1) 又は (2) の書類により確認を行います。

なお、報告書の確認時に対象施設等が少額減価償却資産又は一括償却資産のいずれかに計上されていることが判明した場合には、機構において耐用年数を確認し、事業主等に通知します。

- 3 対象障害者等使用義務期間に係る支給条件に違反し、支給した助成金の一部を返還する場合、原則としてその返還額は次の方法により算定します。

- (1) 対象施設等が固定資産に計上されている場合には、その耐用年数に基づいた定額法により計算された残存価額に助成率を乗じる。

- (2) 対象施設等が少額減価償却資産又は一括償却資産に計上されている場合には、機構において確認された耐用年数に基づき、定額法により計算された残存価額に助成率を乗じる。

- 4 対象施設等が資産に計上されず、消耗品又は修繕費用等とされている場合には、支給条件を満たしていないため、不支給とします。

対象施設等は、事業主等が、障害者の雇入れ又はその雇用する障害者の雇用継続に当たり、その障害による就労上の課題を克服するため設置・整備するものである

ことから、これらを対象障害者等使用義務期間にわたり所有し、かつ対象障害者等のために使用しなければなりません。このため、事業主等が当該対象施設等をその期間にわたり管理していることを確認するため、上記1の(1)又は(2)の書類を用いることとしたものです。

以上のことから、対象施設等は、原則として固定資産として管理すべきものですが、現状では支給対象費用が少額であっても、当該措置が支給要件を満たしていれば認定する場合もあることから、資産の範囲を少額減価償却資産及び一括償却資産にまで可能としたものです。

(参考)

1 少額減価償却資産

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。(タックスアンサーNo.5408を参照)

2 一括償却資産

取得価額が20万円未満の減価償却資産については、各事業年度ごとに、その全部又は一部の合計額を一括し、これを3年間で償却する一括償却資産の損金算入の規定を選択することができます。(タックスアンサーNo.5403を参照)

3 その他

イ 平成27年版法人税申告書の記載の手引

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/tebiki2015/pdf/all.pdf>)

ロ 平成26年分青色申告決算書(一般用)の書き方

(<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2014/pdf/33.pdf>)